

特別養護老人ホーム照古苑料金表

入所者のサービス額(月額:円)

算定項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1.サービス費	個室	547円	614円	682円	749円	814円
	多床室	547円	614円	682円	749円	814円
2.加算	日常生活継続支援加算	36円				
	夜勤職員配置加算	13円				
	看護体制加算(Ⅰ)	4円				
	看護体制加算(Ⅱ)	8円				
	精神科医療養指導加算	5円				
	個別機能訓練加算	12円				
	栄養ケアマネジメント加算	14円				
	口腔衛生管理体制加算	月額30円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	算定した単位数の1000分の83に相当する単位数(項目に応じて変動)				
	個室 多床室	53円 53円	59円 59円	64円 64円	70円 70円	75円 75円
3.食費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	300円				
	利用者負担額 第2段階	390円				
	利用者負担額 第3段階	650円				
	上記以外の方	1,380円				
4.居住費に係る自己負担額(保険外)	利用者負担額 第1段階	(従来型個室) 320円				(多床室) 0円
	利用者負担額 第2段階	(従来型個室) 420円				(多床室) 370円
	利用者負担額 第3段階	(従来型個室) 820円				(多床室) 370円
	上記以外の方	(従来型個室) 1,150円				(多床室) 840円
	事務管理費	50円				
	電気代(1点に付)	50円(持ち込みされる方のみ加算)				
5.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(従来型個室)	利用者負担額 第1段階	1,362円	1,435円	1,508円	1,581円	1,651円
		40,860円	43,050円	45,240円	47,430円	49,530円
	利用者負担額 第2段階	1,552円	1,625円	1,698円	1,771円	1,841円
		46,560円	48,750円	50,940円	53,130円	55,230円
	利用者負担額 第3段階	2,212円	2,285円	2,358円	2,431円	2,501円
		66,360円	68,550円	70,740円	72,930円	75,030円
	上記以外の方	3,272円	3,345円	3,418円	3,491円	3,561円
		98,160円	100,350円	102,540円	104,730円	106,830円
6.自己負担合計	事務管理費含む	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(多床室)	利用者負担額 第1段階	1,042円	1,115円	1,188円	1,261円	1,331円
		31,260円	33,450円	35,640円	37,830円	39,930円
	利用者負担額 第2段階	1,502円	1,575円	1,648円	1,721円	1,791円
		45,060円	47,250円	49,440円	51,630円	53,730円
	利用者負担額 第3段階	1,762円	1,835円	1,908円	1,981円	2,051円
		52,860円	55,050円	57,240円	59,430円	61,530円
	上記以外の方	2,962円	3,035円	3,108円	3,181円	3,251円
		88,860円	91,050円	93,240円	95,430円	97,530円

*1割負担で計算してあります。一定所得以上の場合は2割負担となる場合もありますので介護負担限度額認定証、介護負担割合証とあわせて、ご確認ください。

(料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※入所日から30日間、または1月を超える入院後の再入所の際も30日間加算されます。

入院・外泊時加算(246円)利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として所定単位数に代えて算定致します。

療養食加算(18円)

※医師の指示に基づき腎臓病食や糖尿食等の治療食の提供が行なった場合に加算されます。

経口移行加算(28円)

※経管による栄養摂取をされている方で、経口摂取を進めるため医師の指示に基づく栄養管理を行なう必要が生じた場合、実際に経口移行への取り組みを実施した方に加算されます。

経口維持加算(Ⅰ)(28円)が加算される場合があります。

* 著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められる方に医師又は又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して、経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

経口維持加算(Ⅱ)(5円)

* 摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に医師又は歯科医師の指示に基づき、他職種が協働して経口維持計画を作成し、管理を行う場合に加算されます。

若年性認知症入所者受入加算(120円)

* 若年性認知症の方に対してサービスを提供した場合の加算です。

口腔衛生管理体制加算(月額30円)

* 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。歯科医師又は歯科医師の指導を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合。

口腔衛生管理加算(110円)

* 口腔機能維持管理体制加算を算定している場合で、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合の加算です。

看取り介護加算

以下の基準に適合する看取り介護を受けた入所者であること。

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

死亡日以前4～30日	1日	144円
死亡日の前日・前々日	1日	680円
死亡日	1日	1,280円

※なお在宅復帰などの際、必要な支援を行った場合、状況に応じて、

1.退所前訪問相談援助加算(1回につき460円) 3.退所時相談援助加算(1回につき400円)

2.退所後訪問相談援助加算(1回につき460円) 4.退所前連携加算(1回につき500円)

を加算する場合があります。

※利用者負担額について

(第1段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。2.生活保護の方

(第2段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

(第3段階とは)

1.世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方。

※上記以外の方(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含みます)は、表の「上記以外の方」の料金となります。